

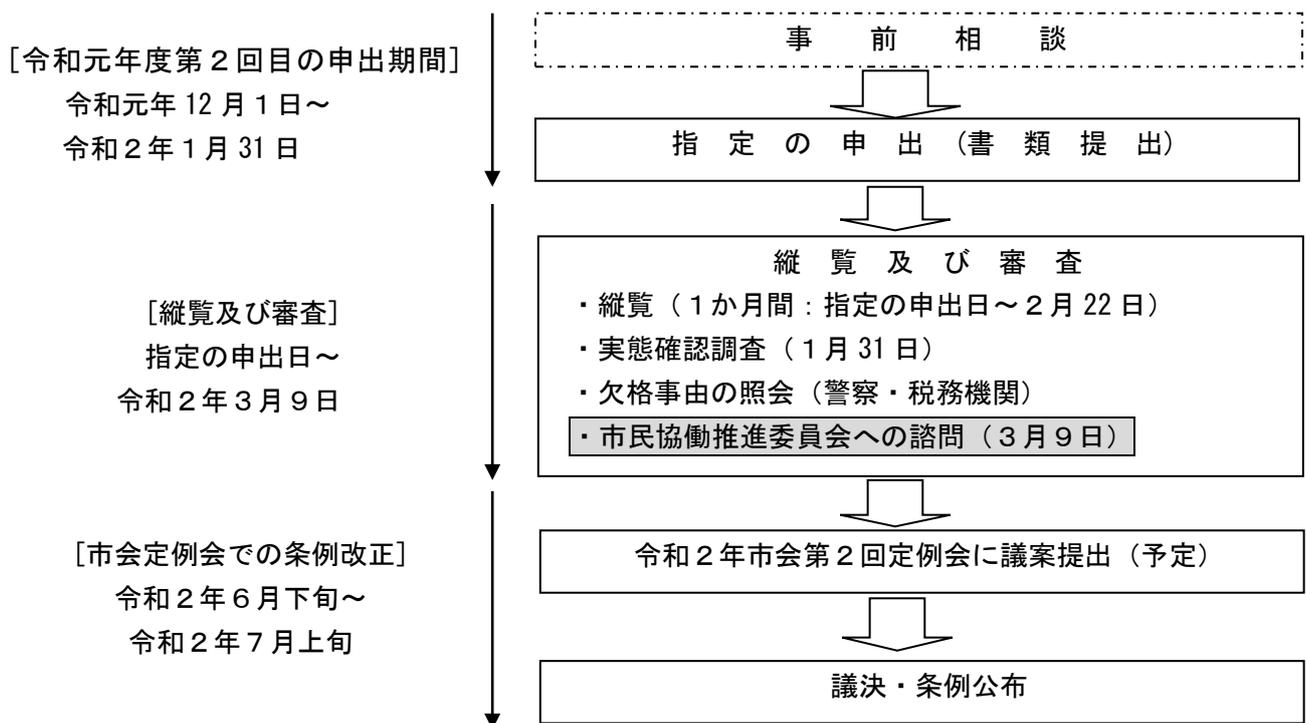
特定非営利活動法人の条例指定について

令和元年度第2回目の申出期間中に次の法人から指定の申出があり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき審査を行いましたので、同条例第4条第2項の規定により、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 申出状況

- (1) 申出期間（令和元年度第2回目）
令和元年12月1日（日）～令和2年1月31日（金）
- (2) 申出法人
特定非営利活動法人アイ・アム
- (3) 指定の基準の適合についての資料
申出法人の概要 【資料5-2】
申出法人の指定基準適合表 【資料5-3】
申出法人の公益要件（指定基準3）の適合について 【資料5-4】

2 申出から指定までの流れ



3 参考資料

- (1) 認証・認定・指定NPO法人制度の仕組み 【参考資料1】
- (2) 条例の改正（予定）の内容について 【参考資料2】

【関係法令】

「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第4条第2項（抜粋）

市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第17条第1項に規定する横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。